

郵送申請による転出届・特例による転出届

吉野ヶ里町長 様

年 月 日

下記のとおり、住所を変更しますので転出の手続きをお願いします。

届出人	ふりがな		TEL(携帯)・ 昼間の連絡先	
	氏 名			
	住 所			

転出の種類	☐ 通常の転出届	転出証明書等を郵送いたします。 (詳しくは次のページをご覧ください。)
	☐ 特例による転出届	個人番号カードを使用した転出ができます。 ※転出証明書は発行しません。(詳しくは次のページをご覧ください。)

異動年月日	令和 年 月 日
-------	----------

※本人確認書類(運転免許証等)の
コピーを必ず同封してください。

住所	新	都 道 市 区	世帯主	新	
	旧	府 県 町		旧	
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町			

※現在、世帯主の人が転出する場合には次の世帯主を定めてください。→新世帯主名()

異動者 全員の氏名を記入 してください。	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	性別
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男 女
		明・大・昭・平・令 年 月 日	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男 女
		明・大・昭・平・令 年 月 日	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男 女
		明・大・昭・平・令 年 月 日	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男 女
		明・大・昭・平・令 年 月 日	

手続きについて、詳しくは次ページをご覧ください。

転出の手続きについて

住民票の異動には旧住所で転出届を、新住所で転入届をする必要があります。

運用中の個人番号カードを持っているかどうかで手続きが異なります。

カードを持っている場合

運用中の個人番号カードを持っている場合は『特例による転出』が可能です。

※ただし、転出年月日が14日以上さかのぼる場合には『特例による転出』はできません。

1.旧住所（吉野ヶ里町）で特例による転出届を行う。

窓口に来庁して手続きをしていただくか、郵送での手続きをしていただきます。

郵送の場合、郵便を投函してから転出届の処理が完了するまで日数を要します。

2.新住所で特例による転入届を行う。

新住所に異動後、14日以内に新住所の役所窓口で『特例による転入』を行います。

転入の際に暗証番号の入力が必要になりますので、窓口でカードをお持ちください。

カードを持っていない場合

転出年月日が14日以上さかのぼる場合

運用中の個人番号カードを持っていない場合、

あるいは転出年月日が14日以上さかのぼる場合の手続きはこちらになります。

1.旧住所（吉野ヶ里町）で転出届を行う。

窓口に来庁して手続きをしていただくか、郵送での手続きをしていただきます。

郵送の場合、転出証明書を返送しますので、110円切手を貼った封筒を

返送先をご記入のうえ、同封してください。

※転出証明書がお手元に届くまで郵便の往復分の日数を要します。

2.新住所で転入届を行う。

吉野ヶ里町が発行した転出証明書を持って、新住所の役所窓口で『転入届』を行います。

※郵送による手続きの際は、本人確認のため申請者の身分証（運転免許証など）の写しを必ず同封してください。申請者の本人確認ができない場合は、旧住所に異動届を受理したことを通知いたします。